

公益財団法人ツール・ド・北海道協会 公告

財団法人ツール・ド・北海道協会は、平成25年3月19日に公益法人制度改革に伴う北海道知事の移行認定を受け、平成25年4月1日に「公益財団法人ツール・ド・北海道協会」として名称変更による設立の登記を行いました。

1 名称

公益財団法人ツール・ド・北海道協会

2 主たる事務所

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 第二道通ビル5F

3 法人設立の年月日

昭和62年6月4日

4 目的等

本財団は、北海道の優れた自然環境を生かしたサイクルスポーツを核とした活動（以下「ツール・ド・北海道」という。）を展開することにより、健康・体力の増進に貢献し、また、わが国におけるサイクルスポーツ等の普及・振興及び自転車利用の普及・啓発に貢献することを目的とする。

本財団は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ツール・ド・北海道競技会の開催
- (2) ツール・ド・北海道による健康・体力の増進のための事業
- (3) サイクルスポーツの普及・振興及び自転車利用の普及・啓発のための事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5 代表理事

綿貫 民輔

山本 隆幸

6 連絡先

011-222-5922

7 登記番号

会社法人等番号 4300-05-001220

8 公告アドレス

<http://www.tour-de-hokkaido.or.jp>